

※届出に必要な書類（2部提出）

1. 届出書

2. 公図

3. 案内図、配置図（外構計画を記載、外構計画がない場合は外構計画なしと記載）、平面図、立面図

※届出の時期

建築行為に着手する30日以上前

篠原地区地区計画の内容について

名 称	篠原地区地区計画				
位 置	甲斐市篠原字榎俣、新居前、発起新居、元山宮司の各一部				
面 積	23.8 ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地域は、JR中央本線竜王駅より南へ約1.6kmに位置し既存市街地、民間の宅地開発事業のほかに、土地区画整理事業の施行が予定されている地区であり、道路、公園等の公共施設の整備がなされる地域である。 このため、土地利用及び建築物等に関する計画を定め、適正に誘導し、水と緑の町にふさわしい健康的な住宅市街地の形成を図る。			
	土地利用の方針	民間の宅地開発事業や土地区画整理事業等による計画的な公共施設の配置を維持し、敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止するとともに、16m幹線沿道の土地利用の適正化に努めながら、緑道のネットワークを地区の景観を高揚する要素として位置付け、地区全体として緑豊かでゆとりと潤いのある良好な住宅市街地の形成を図る。			
	地区施設の整備の方針	区画道路については、防災上及び土地の適正な利用上支障のないよう必要な整備を行うとともに機能の維持・増進を図る。			
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 ・ 良好的な市街地形成を図るため、「敷地面積の最低限度」を定める。 ・ 宅地の道路及び隣地に面する部分には、生け垣や樹木などによる緑化をすることにより、緑豊かなまちづくりを維持増進するため、「かき又はさくの構造の制限を定める。」			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名 称	幅 員	延 長	
		区画道路（1号線）	6.0m	約 192m	
		区画道路（2号線）	4.3m	約 64m	
		区画道路（3号線）	4.3m	約 52m	
		関建する物事等項に	敷地面積の最低限度	165m <sup>2</sup> ただし、既存で165m <sup>2</sup> 未満のものについては、それ以下に細分できないものとする。	
		かき又はさくの構造の制限	1. 宅地の道路に面する部分の塀の構造は、生け垣あるいは開放的なフェンスとする。 2. 塀の高さは、2m以下とする。		
		「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」			